

陸軍衛生隊編制に向けた“担架卒”の成立過程

鈴木 紀子

東京女子医科大学病院看護部

はじめに

看護制度の第一次改革(明治16年の徴兵看護卒召集に向けた改革)から第二次改革(明治21年の看護手制度の制定)が行われた時期は、対外戦争の準備として軍備の拡張計画をもとに軍制改革を行った時期であった。軍制改革の1つとして行われた師団編制の実現に向けては、戦時に必要とされる衛生隊の編制を考える必要があった。編制にあたっては、構成要員や育成方法、召集方法などを考える必要があり、医務局長橋本綱常は独逸の制度に倣って補助担架卒を採用することを提案し、1887(明治20)年「担架術教育規則(全二十四條)」(陸達第十八号)が定められた。

本研究では、医務局長橋本綱常の上申内容を中心に、担架卒育成と担架術教育規則の成立過程を明らかにし、衛生隊編制に果たした役割を考察する。

1. 橋本綱常の上申

1886(明治19)年3月27日医務局長橋本綱常は、戦時編成の事務改正案を提出する目的を、「従来ノ制ヲ釐革シ独逸國ノ制ヲ參酌シ補助担架卒ヲ取り又衛生隊ノ編制ヲ定ムルハ目下必要ノ事業ナルヲ信ス」として、現行の方法である負傷兵を数名の兵士が運搬することの不都合を述べ、それらを改善するために補助担架卒を作り、衛生隊の編成を定めることを上申した。また、戦時衛生事務改正審査委員の一人である陸軍一等軍医谷口謙は同年2月の『陸軍軍医学会雑誌』に「独逸戦時衛生條例摘要」を発表、さらに一等軍医武谷豊が谷口謙の説話したものを「独逸衛生條例摘要附録」として編纂し、戦地における病院機関と補助担架卒や陸軍看病人を使用することによる編制について詳細に紹介した。橋本の上申を受け、戦時衛生事務改正審査員が調査した結果、戦闘区域の負傷者を運搬するのは「看護卒或ハ輸卒等ヲ以テ之ニ充用スルノ定規」であるが、「看護卒ハ其職ニ於テ運搬作業ヲ主トスル者ニ無之」又「輸卒ハ平時之カ教育ヲ受ケス彼是不都合不少」と述べ、「歩兵砲兵隊ニ於テ平時ニ之カ教育ヲナシ有事ニ際シテ傷者運搬ニ従事セシムルコト」にする方針を打ち出し、担架卒の選抜方法と教育規則案が提出された。

2. 「担架術教育規則」の制定

陸軍では、1887(明治20)年2月5日「担架術教育規則」を制定した。「担架術教育規則」は、戦場に於いて傷者を運搬する学術を教授するために設けられ、対象は歩兵及び砲兵隊の下士兵卒を若干名修業させることとした。教育期間は凡そ3ヶ月、卒業は検閲を行うこと、卒業証書を附与すること、などが定められた。同時に「担架卒選抜及教育復習規則」二十二條も定められ、担架卒による衛生隊の編制方法も定められた。「担架卒選抜及教育復習規則」の第一條では、担架上等兵、担架卒、補助担架卒が定められた。第五條では補助担架卒の選抜方法が、第二十二條では編成方法が定められた。教官は連隊中の医官がなり、看護長は助教として教える立場になった。

まとめ

1887年(明治20年)7月には戦時編制としての衛生隊、本部、担架中隊からなる衛生隊編制表が作成された。担架卒の制定は独逸に模倣した制度であり、「担架術教育規則」及び「担架卒選抜及教育復習規則」が制定されたことは、戦場における役割が明確になっただけでなく、師団編制に向けた兵力の維持向上をめざす有効な制度であった。担架卒の成立過程においては、看護卒の業務が見直され、包帯所において医師とともに治療に専念できる体制作りがされ、担架卒を教授する立場になった。担架卒の制定は、師団編成を実現するために必要な改革であり、陸軍衛生史の中で実行された改革の1つとして位置づけられる。